

医業経営情報

NO. 86 任意団体の設立・運営に関するQ&A

前回の医業経営情報で「研究会や医学会等の任意団体の作り方や運営について」をテーマに取り上げましたが、関心を持っている方が多いらしく、多数のご質問を頂きました。

そこで、今回は頂いたご質問をQ&A形式にまとめてみました。

Q 1 任意団体を節税に使えるか？

A

任意団体は節税には使えないと思います。

任意団体を利用した節税方法として考えられるのは、次の2つです。

- ①病医院から任意団体に多額の会費を支払うことで、病医院の経費を増やす。
- ②病医院に本来入るべき収入を任意団体の会費として扱うことで、病医院の収入を減らす。

まず①の可能性ですが、前回に任意団体に多額の剰余金があると税務署が判断した場合は、会費を支払った団体構成員側で経費にならないと書きました。

ですから任意団体の会費を高額しても、任意団体の方で何らかの経費として使い切れない限り、病医院の経費にはなりません。

無理をして任意団体の経費を増やすくらいなら、最初からそれらの経費を病医院の経費にすれば良いだけであり、あまり意味がありません。

次に②の可能性ですが、患者等から何らかの名目で会費を徴収することは可能だと思いますが、徴収した資金をどうするかです。何にも使わず任意団体の通帳残高が増え続けても意味がありません。

任意団体には活動目的がありますが、その活動費として使いきれぬ分しか会費収入がなければ、わざわざ任意団体を作らずに、会費そのものを病医院の収入とし、活動費を病医院の経費とした方が手間がかかりません。

したがって、節税目的で任意団体に会費を集めるのであれば、通常必要な活動費を支払ってもなお、資金が残るようにしなければなりません。

そして残った資金は、結局、役員報酬等の名目で個人に報酬を支払う必要があり、任意団体から支払った給料等の報酬には所得税が課税されます。

つまり、どのような方法で任意団体に資金を集めても、最終的に個人に報酬を支払う時点で所得税が課税されるので節税にはならないと思います。

Q2 任意団体の設立手順を教えてください

A

任意団体を設立するには多数の発起人（参加者）が必要です。

発起人が最低何名以上いれば良いという規定はどこにもありませんが、NPO法人（特定非営利活動法人）の場合は、法律で社員は10名以上、理事は3名以上と決められているので、NPO法人に準拠して任意団体の多数の定義を決めるのであれば発起人は10名以上が望ましいと言えます。

任意団体を設立する時、最初から発起人の人数が揃っている場合と、揃っていない場合が考えられます。

それぞれの場合の設立手順は下記のような手順になると思います。

最初から発起人の人数が揃っている場合の設立手順

- ①発起人の中の一人が会則案を作る、または、発起人同士が集まって会則案を作る。
- ②会則案ができたら、設立総会を開いて、正式に任意団体の設立を宣言し、会則案を承認して、正式な会則とする。
また、設立総会で最初の役員の選任も行う。
- ③最初の代表者の名義で任意団体の銀行（郵便）口座を開設する。

最初に発起人の人数が揃っていない場合の設立手順

- ①任意団体の設立を提唱した者を代表者とした設立準備会を立ち上げ、会則案を作って発起人を募集する。この時点では任意団体は設立していないので、会費をもらったりすることはできない。ただし、設立準備会総会等を開催する為の実費程度の参加費を発起人から徴収することは問題ないと思われる。
- ②必要に応じて設立準備会総会を開き、設立準備会代表者が作成した会則案の変更の必要性や設立当初に募集する発起人の人数等を決める。
- ③任意団体を設立するのに必要な発起人が集まったら設立総会を開いて、正式に任意団体の設立を宣言し、会則案を承認して、正式な会則とする。
また、設立総会で最初の役員の選任も行う。
- ④最初の代表者の名義で任意団体の銀行（郵便）口座を開設する。

任意団体は株式会社や医療法人等のように法律で決められた団体ではないので、法務局に設立登記申請をする必要はありませんし、収益事業を行わない限り税務署等に対して法人開設届を提出する必要もありません。

ただし、任意団体が給料、講演料、原稿料といった報酬を個人へ支払うことがわかっている時は、所轄税務署に「給与支払事務所の開設届出書」を提出する必要があります。

Q3 設立準備中に開く研究会等の開催費用について教えて欲しい

しい

A

任意団体の設立準備中に研究会や設立準備会総会等を開く場合、会議の参加者から会議開催の為の実費程度の参加費を徴収しても特に問題はないと思います。

ただし、この時点ではまだ任意団体は設立されていないので任意団体名義の口座はないはずですが、参加費の徴収は会議開催当日に現金で行うか、設立準備会代表者の口座に振り込んでもらうことになると思います。

設立準備中の研究会や設立準備会総会の開催費用が参加者から徴収する参加費でまかなえれば良いのですが、参加費だけではまかなえない場合があります。

このような場合、2つの方法が考えられます。

主催者を病医院とする方法と、主催者はあくまで設立準備会として開催費用の不足分を協賛金として募集する方法です。

主催者を病医院とする方法は、主催者を病医院として研究会等を開催します。

主催者は病医院なので、開催費用は全て病医院が負担し、参加者から徴収する参加費用も全て病医院の収入になります。当然、参加費を振り込んでもらう口座も病医院の口座となります。

協賛金として募集する方法は、一口〇〇〇円と決めた協賛金を病医院や企業に負担してもらいます。この方法の場合、主催者はあくまで設立準備会なので、参加費や協賛金の徴収は、現金で行うか、設立準備会代表者の口座に振り込んでもらうことになります。

なお、いずれの方法でも気をつけなければならないのは、病医院が負担する開催費用や協賛金が、税務署から設立準備会に対する寄附金と認定されてしまうことです。

例えば設立準備総会を開催する場合、総会の費用を病医院が負担する理由は本来ありません。ですから協賛金として出す場合は、設立準備会総会における広告宣伝費として協賛金を集めるといった工夫が必要です。

また、主催者を病医院とする場合は、その病医院が標榜している診療科目や手術に関する医学的研究を行うことを目的とすべきです。病医院の治療に係る研究会の開催費用であれば研究研修費として経費にできるからです。

Q 4 任意団体の代表者の職名は？

A

任意団体の代表者の職名を何にするかは自由です。医療法人は理事長、株式会社は代表取締役と決まっているのは、それぞれの法律で理事長や代表取締役を置くことが定められているからです。

任意団体は法的に何ら規定されていない私的団体ですので、代表者の職名を何にするのは自由です。一般的には会長、理事長、または代表幹事等を使っています。

したがって、役員の職名も自由に決めることができます。

代表者が会長の場合は副会長及び理事・幹事・運営委員等の役員を置き、代表者が理事長の場合は副理事長及び理事を置き、代表者が代表幹事の場合は副代表幹事及び幹事を置くことが多いようです。

Q 5 任意団体の代表者と医療法人の理事長は兼務できるか？

A

任意団体の代表者と医療法人の理事長は兼務できます。

医療法人の役員の適格性については医療法人運営管理指導要綱という通達に「医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。」と書かれていますが、任意団体は営利法人ではありません。

したがって、代表者を兼務しても全く問題ありません。

最後に、平成21年11月に私（西岡）が発起人となり、正確な知識、高い見識及び社会的責任感や倫理観を持ったプロフェッショナルと呼べる医業経営コンサルタントの育成を目的とした「非営利団体 医業経営研鑽会」の設立準備会を発足致しました。

この会は、医業経営コンサルタント育成を目的としていますので、病医院関係者の方々は会員にはなれませんが、もしご興味のある方はホームページをご覧ください。

医業経営研鑽会準備会のホームページアドレス <http://www.nishioka-office.jp/>

また、私自身が任意団体を発足するにあたり、任意団体について詳細に調べましたので、顧問先様で任意団体の設立等を検討されている方がおりましたら、いつでもご相談下さい。

平成21年11月11日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹